

労働安全・衛生コンサルタントとたんぼぼ計画 (団体安全衛生活動援助事業)

中央労働災害防止協会 中小企業安全衛生推進センター

1 たんぼぼ計画の事業展開

事業の経緯

小規模事業場の労働災害の防止、安全衛生水準の向上を図ることを目的として、労働安全衛生法第106条（国の援助）の規定に基づき、平成11年度から団体安全衛生活動援助事業（愛称；たんぼぼ計画）を、厚生労働省からの委託を受け中央労働災害防止協会において実施しています。

すなわち、本事業は、中小企業者（資本金1億円以下又は労働者数300人以下の事業主）で労働者数50人未満の事業場（小規模事業場）を主な構成員としている団体及びその構成小規模事業場における安全衛生活動を支援する事業で、2年間の基本的援助と1年間のアフターケアによる計3年間の事業により成り立っています。

この事業の対象となる登録団体は、平成14年度には255団体（14年度登録88団体、13年度登録81団体、12年度登録（アフターケア）86団体）となっています。

事業の仕組みの概要

本事業においては、初年度及び2年度には、登録団体の安全衛生活動に対する支援、及び登録団体の構成小規模事業場に対する支援（図参照）、また、3年度には、アフターケア参加団体に対する支援を実施しています。

第1の「登録団体の安全衛生活動に対する支援」については、団体が、一定の必須活動（運営委員会や構成事業場会議の開催、等）、日常安全衛生活動（相互安全衛生パトロール、災害事例検討会、等）、団体活動指導者等養成教育

（中小企業安全衛生指導員教育コースの受講、等）を実施する場合に、助言、指導及び活動資金の交付を行うこととしています。

第2の「構成小規模事業場に対する支援」については、登録団体の構成小規模事業場に対して、中災防又は中災防が名簿掲載した安全衛生サービス機関を通じ、安全衛生診断等、安全衛生教育、特定自主検査、特殊健康診断等、作業環境測定等、の5種類の安全衛生サービスを提供することとしています。

第3の「アフターケア参加団体に対する支援」については、2年間の支援を終了した団体に対し、自主的、継続的に安全衛生活動を実施するよう、自立準備のため1年間、中期的な安全衛生活動計画の策定のための支援や、安全衛生活動の指導、助言及び安全衛生関連情報の提供を行うこととしています。

2 アドバイザーチーム

たんぼぼ計画では、各登録団体の安全衛生活動が、計画的かつ円滑に行われるようにするため、アドバイザーチームを登録団体ごとに設置することとしています。アドバイザーチームは、中災防中小企業安全衛生推進センターのブロック支部の促進担当者又は中小企業安全衛生推進センター都道府県支部の促進員に加え、専門的なアドバイスを担当する中災防の安全・衛生管理士又は労働安全・衛生コンサルタント（以下「安全衛生コンサルタント」という。）等の安全衛生専門家の2名で編成されます。

平成14年度に新たに登録した88団体においては、

37団体のアドバイザーチームの安全衛生専門家が安全衛生コンサルタントであり、実人員で34名の方に活躍いただいています。

安全衛生専門家の方には、年間30回以上の支援活動をお願いしており、目安として、このうち9回（運営委員会・構成事業場会議への参加5回、経営者安全衛生講習会1回、日常安全衛生活動への同席指導3回）程度以上は団体活動の場に参加し、指導・助言を行い、そのほかに、団体事務局、その構成事業場又はアドバイザーチームの事務所において団体、事業場に対する指導・助言・相談業務、アドバイザーチーム内での指導方針の検討等を行っていただくこととしています。

3 登録団体の安全衛生活動

たんば^{プラン}の登録団体の安全衛生活動のうち、運営委員会は、年間4回以上開催して、団体安全衛生活動計画案の策定、計画の実施及び評価（見直し）等を行う役割を担っています。他方、構成事業場会議は、構成全事業場の事業主を対象に年1回以上開催して、団体の基本方針等の説明、安全衛生活動実態調査の説明及び実施等を行う役割を担っています。

また、日常安全衛生活動としては、相互安全衛生パトロール、災害事例検討会、安全衛生管理計画の作り方検討会、職長等の教育が実施されており、アドバイザーチームの安全衛生専門家にも出

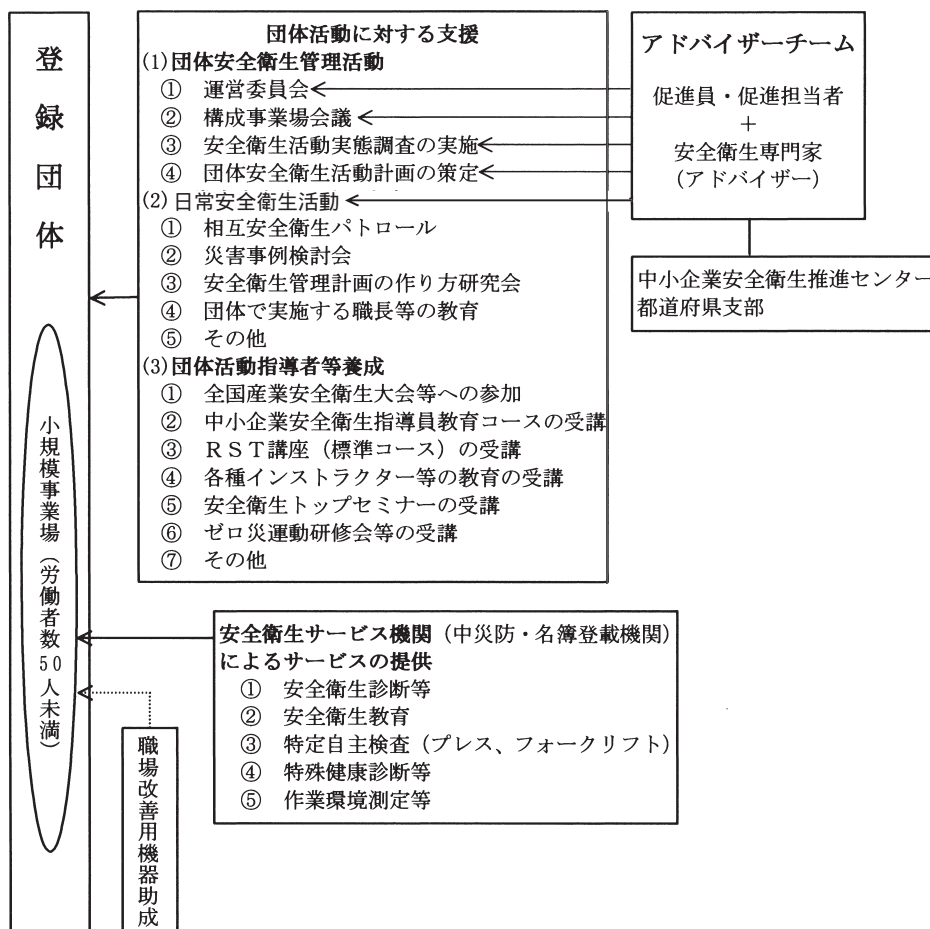


図 団体安全衛生活動援助事業（たんば^{プラン}）の概要（初年度及び2年度）

表 1 平成13年度名簿登載機関数（平成14年 3月31日現在）

種類 地域	安全衛生診断等	安全衛生教育	特定自主検査	特殊健康診断等	作業環境測定等
北海道・東北	38	46	59	15	26
関東	113	36	158	31	39
中部	66	69	143	33	58
近畿	57	45	82	33	36
中国・四国	42	62	87	21	29
九州	37	33	58	23	23
計	353	291	587	156	211

（注）中部：新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

席いただいて、的確な指摘と指導を受けています。

さらに、団体活動指導者の養成としては、全国産業安全衛生大会等への参加，中小企業安全衛生指導員教育コース，RST 講座（標準コース），安全衛生トップセミナー受講等が行われています。

平成13年度の実績では，1 団体平均で，運営委員会と構成事業場会議が合わせて約 6 回，日常安全衛生活動が約 8 回，指導者養成が約19人を対象として，それぞれ実施されました。

4 構成小規模事業場における安全衛生サービスの利用

安全衛生サービス機関の名簿登載

たんぽぽ計画^{プラン}では，登録団体の構成小規模事業場に対して，安全衛生診断等，安全衛生教育（能力向上教育等，職長教育等，特別教育等，技能講習），特定自主検査（動力プレス機械，フォークリフト），特殊健康診断等，作業環境測定等，の 5 種類の安全衛生サービスを提供するプログラムが用意されており，中災防のほか，安全衛生サービスの事業を実施している「安全衛生サービス機関」のうち，中災防が名簿登載した機関を通じて提供されています。

平成13年度に名簿登載された機関は，全国で安全衛生診断等機関353，安全衛生教育機関291，特定自主検査機関587，特殊健康診断等機関156，作

業環境測定機関211でした（表 1 参照）。

なお，安全衛生診断等を実施する機関についての名簿登載要件は，「安全衛生サービス機関名簿登載規程」で次のとおりとされています。

労働災害防止団体法により安全管理士若しくは衛生管理士を置く機関又は労働安全衛生法第84条の規定に基づき厚生労働大臣（旧労働大臣，指定登録機関を含む。）登録されている労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタントを置く事務所（以下「コンサルタント事務所」という。）であること。

申請前 2 年間に於いて労働安全衛生法等の規定に違反して業務停止等の行政処分，司法処分等を受けていないこと。

3 年以上の安全衛生診断の実務経験がある機関であること。

経理上の事務処理手続及び関係書類が整備されており，団体安全衛生活動援助事業の目的に適合した安全衛生診断等の業務を適切かつ継続的に実施することができるものであること。

コンサルタント事務所においては，社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が実施する所定の研修を修了したものであること。

安全衛生サービスプログラム

安全衛生サービスの利用については，中小企業安全衛生推進センター本部が年間の利用限度枠を

表 2 平成13年度安全衛生サービス利用実績（175団体，4,106事業場）

項 目	安全衛生診断等	安全衛生教育	特定自主検査	特殊健康診断等	作業環境測定等
利用事業場数	1,514	1,827	1,590	761	769
延 利 用 回 数	1,591 回	7,093 人	4,244 台	7,064 人	1,096 回
利用金額(千円)	9	12	15	3	7

設け、年度当初に登録団体に通知しています。なお、安全衛生サービスのうち安全衛生診断等については、料金として1件につき5万円が中災防から支払われ、その内容は次のとおりです。

安全衛生診断

事業場の安全衛生管理、機械設備の安全、作業環境の改善、安全衛生面から見た作業方法・作業手順の適否等、所定の項目について診断を実施し、現状の問題箇所の指摘と改善策の提案を事業場に報告していただきます。

機械設備の点検基準、作業標準の作成と指導

機械設備の（日常）点検基準・作業標準を、事業場の実態に合わせた形で作成し、事業場を指導していただきます。対象とする機械設備の例としては、木材加工用機械、動力プレス機械等、工作機械、研削盤、食品加工機械等、産業用ロボット、等です。

平成13年度の安全衛生サービスの利用状況は、合計175団体（4,106事業場）で、安全衛生診断等についてみると、1,514事業場、延1,591回、利用金額約9千円でした（表2参照）。

5 安全衛生コンサルタントの皆様との連携協力を通じた効果的な事業運営

以上のとおり、たんば^{プラン}は、アドバイザーチームを始めとして、安全衛生コンサルタントの皆様との密接な関わりの中で、事業の展開を図っております。

その際、特に安全衛生診断との関係で、ご配慮いただければありがたい点につき、少し申し上げます。

させていただきますと、それは次の点であります。

第1には、中小企業、とりわけ小規模事業場にあつては、自らの事業場について、安全衛生診断を受けることそのものに対する抵抗感が、一部には依然として見受けられる状況にあるということです。

第2には、安全衛生診断を実施する段になっても、中小企業の受入れ体制等も考慮するなら、単にここがだめだと言うことにとどまらず、できる限り相手方事業主に納得してもらえるような説明が求められる局面もあるということです。

第3には、たんば^{プラン}計画は、中小企業への安全衛生面での支援のための事業であり、労働基準監督署の監督指導そのものとは、切り離された別個の事業であるにもかかわらず、中小企業の一部には、監督指導と裏腹のものと誤解される向きもあるということです。このため、たんば^{プラン}計画における安全衛生サービスとしての安全衛生診断についても、その診断結果の取扱いは、たんば^{プラン}計画限りのものであり、診断を受けられた事業場の改善のためだけのものである点について、誤解のないよう周知徹底を図っていく必要があるということです。

こうした状況も一部にはあることにご配慮いただき、安全衛生コンサルタントの皆様には、これまでのたんば^{プラン}計画の事業運営に対するご理解とご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも本事業がより効果的に運営されますよう、あらためて様々な局面でのご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。